

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年2月15日（木）

契約担当者

兵庫県警察本部長 村 井 紀 之

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名

レンタカー賃貸借（兵庫県外）

#### (2) 調達内容

調達の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (4) 履行場所及び仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

#### (5) 入札方法

前記(1)の業務について全品目の総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650—8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 上月

電話(078)341—7441 内線2257 F A X (078)341—5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年2月15日（木）から同月21日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9

時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年3月4日（月）午後1時30分 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込、提出書類及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込書の提出は、令和6年2月15日（木）午前9時から同月21日（水）午後4時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ 電子入札は、令和6年2月29日（木）午後5時から同年3月4日（月）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和6年2月15日（木）から同月21日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和6年2月15日（木）から同月21日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和6年2月21日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2257） F A X(078)341-5169

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

賃借する車種、利用営業所等の記載があるカタログ、パンフレット等

(イ) 質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和6年2月29日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和6年3月1日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提

出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約に関する条件

この契約については、令和6年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

レンタカー賃貸借単価契約（兵庫県外）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 調達内容

### (1) 件名

レンタカー賃貸借単価契約（兵庫県外）

### (2) 調達内容

調達の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (4) 履行場所

契約担当者が示す仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和6年2月21日（水）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

#### 【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線4935））

### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

### (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札参加の申込み

### (1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

### (2) 参加申込の期間

令和6年2月15日（木）から同月21日（水）の午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

を除く。また、令和6年2月21日(水)は午後4時までとする。)

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年2月29日(木)午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和6年2月15日(木)から同月21日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和6年2月15日(木)から同月21日(水)の毎日午前9時から午後8時(県の休日を除く。また、令和6年2月21日(水)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係(兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号)

電話番号(078)341-7441(内線2257) F A X (078)341-5169

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

賃借する車種、利用営業所等の記載があるカタログ、パンフレット等

(イ) 質問

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和6年2月29日(木)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和6年2月15日(木)から同月21日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課

(2) 日時 令和6年3月4日(月)午後1時30分

## 8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和6年2月29日(木)午後5時から同年3月4日(月)午後1時30分までに入札を行うこと。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)を、令和6年3月1日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年3月4日(月)以前の任意の日を開始日とし、令和6年4月1日(月)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証券の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### (2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)に基づき免除する場合がある。

## 11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札の決定は品目ごとの価格ではなく、全品目の総価によるものとする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。  
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

### 13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時まで電子入札すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年4月1日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

### 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

### 15 契約に関する条件

この契約については、令和6年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生ずる。

### 16 協定書及び契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された基本契約条項を定めた協定書及び協定書に基づく単価契約書に記名押印し、令和6年4月1日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 協定書及び契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 協定書及び契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、協定書及び契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### 17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

### 18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書を提出すること。ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。
- (4) 県契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、誓約書を提出すること。なお、誓約書は所定の様式によること。ただし、契約金額が 200 万円以下の県契約を締結する場合はこの限りではない。

19 調達事務担当部局

〒650—8510 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341—7441 内線 2257 F A X : 078-341-5169)

担当：上月

# 提出書類の注意事項

## 1 参加申請・質問等の提出について（令和6年2月21日（水）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。（FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。）

## 2 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

## 3 開札日時：令和6年3月4日（月）午後1時30分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和6年2月29日（木）午後5時から令和6年3月4日（月）午後1時30分までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

## 4 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和6年3月4日（月）午後4時を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

## 6 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい（なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき契約保証金を免除する場合があります。）。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当：上月） TEL：078-341-7441（内線 2257） FAX：078-341-5169
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】 TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の9時から17時



入 札 用 ( 内 訳 書 )

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	レンタカー賃貸借単価契約(兵庫県内)
-----	--------------------

品 名	予定数量(日) (延べ日数)	単価 (一日あたり)	合計 (予定数量×単価)
小型乗用自動車「B」 (定員5人クラス)	348日		
小型乗用自動車「C」 (ワンボックス、定員7人以上クラス)	96日		

合計金額(税抜)	
----------	--

## レンタカー賃貸借単価契約（兵庫県外）仕様書（本部）

### 1 車種及び年間使用見込日数

区分	仕様	年間使用見込日数
小型乗用車「B」	定員5人クラス	348日
小型乗用車「C」	ワンボックス、定員7人以上クラス	96日

※同等以上の車種も可

※年間使用見込日数は、あくまでも見込み数であり、履行を保障するものではありません。

### 2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 条件

- (1) 日本国内の主要な駅及び空港等に隣接して支店又は営業所等があること。貸出、返還は同一支店又は営業所を原則とする。
- (2) レンタカーを貸出するときは、燃料タンクを充填すること。
- (3) レンタカーを返還するときは、燃料タンクを充填する。ただし、最寄りの給油所から営業所等までの消費量については、業者負担とする。
- (4) 貸渡料金は1日（24時間）単位とする。

### 4 補償

自動車損害賠償責任保険のほか、次の条件以上が具備されたレンタカーを提供すること。

（補償内容）

対人補償	1名につき無制限、自賠責の補償額を含む。
対物補償	1事故につき20,000,000円 免責なし
車両補償	1事故につき時価額 免責なし
人身傷害補償	1名につき30,000,000円
ノンオペレーションチャージ	免除

### 5 料金の請求

- (1) 毎月の貸渡料金を集計し、1ヶ月分を取りまとめたうえ、書面により請求する。  
ただし、月をまたぐ場合で、借受開始月に端数（1日分が24時間に満たない場合）が生じる場合は、端数分についてはその翌月分と合算して請求すること。
- (2) 請求書に明細書（様式は任意とする）を添付すること。

### 6 協定書の締結

落札業者は兵庫県警察本部と協定書を締結し、兵庫県警察本部の指定する兵庫県内各警察署と契約書を締結する。

### 7 その他

- (1) 落札業者は、貸渡車両を損傷させた場合（例 パンク時）の対応及び保障の内容が示された内規等を提出すること。
- (2) その他記載していない事項については、警察本部の指示に従うこと。

# レンタカー賃貸借単価契約（兵庫県外）仕様書（警察署）

## 1 車種及び年間使用見込日数

区分	仕様	年間使用見込日数
小型乗用車「B」	定員5人クラス	各警察署見込日数による日
小型乗用車「C」	ワンボックス、定員7人以上クラス	各警察署見込日数による日

※同等以上の車種も可

※年間使用見込日数は、あくまでも見込み数であり、履行を保障するものではありません。

## 2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 条件

- (1) 日本国内の主要な駅及び空港等に隣接して支店又は営業所等があること。貸出、返還は同一支店又は営業所を原則とする。
- (2) レンタカーを貸出するときは、燃料タンクを充填すること。
- (3) レンタカーを返還するときは、燃料タンクを充填する。ただし、最寄りの給油所から営業所等までの消費量については、業者負担とする。
- (4) 貸渡料金は1日（24時間）単位とする。

## 4 補償

自動車損害賠償責任保険のほか、次の条件以上が具備されたレンタカーを提供すること。

（補償内容）

対人補償	1名につき無制限、自賠責の補償額を含む。
対物補償	1事故につき20,000,000円 免責なし
車両補償	1事故につき時価額 免責なし
人身傷害補償	1名につき30,000,000円
ノンオペレーションチャージ	免除

## 5 料金の請求

- (1) 毎月の貸渡料金を集計し、1ヶ月分を取りまとめたうえ、書面により請求する。  
ただし、月をまたぐ場合で、借受開始月に端数（1日分が24時間に満たない場合）が生じる場合は、端数分についてはその翌月分と合算して請求すること。
- (2) 請求書に明細書（様式は任意とする）を添付すること。

## 6 その他

その他記載していない事項については、警察署長の指示に従うこと。

# レンタカー賃貸借単価契約（兵庫県外）仕様書（警察署）

## 1 車種及び年間使用見込日数

区分	仕様	年間使用見込日数
小型乗用車「B」	定員5人クラス	各警察署見込日数による日
小型乗用車「C」	ワンボックス、定員7人以上クラス	各警察署見込日数による日

※同等以上の車種も可

※年間使用見込日数は、あくまでも見込み数であり、履行を保障するものではありません。

## 2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 条件

- (1) 日本国内の主要な駅及び空港等に隣接して支店又は営業所等があること。貸出、返還は同一支店又は営業所を原則とする。
- (2) レンタカーを貸出するときは、燃料タンクを充填すること。
- (3) レンタカーを返還するときは、燃料タンクを充填する。ただし、最寄りの給油所から営業所等までの消費量については、業者負担とする。
- (4) 貸渡料金は1日（24時間）単位とする。

## 4 補償

自動車損害賠償責任保険のほか、次の条件以上が具備されたレンタカーを提供すること。

（補償内容）

対人補償	1名につき無制限、自賠責の補償額を含む。
対物補償	1事故につき20,000,000円 免責なし
車両補償	1事故につき時価額 免責なし
人身傷害補償	1名につき30,000,000円
ノンオペレーションチャージ	免除

## 5 料金の請求

- (1) 毎月の貸渡料金を集計し、1ヶ月分を取りまとめたうえ、書面により請求する。  
ただし、月をまたぐ場合で、借受開始月に端数（1日分が24時間に満たない場合）が生じる場合は、端数分についてはその翌月分と合算して請求すること。
- (2) 請求書に明細書（様式は任意とする）を添付すること。

## 6 その他

その他記載していない事項については、警察署長の指示に従うこと。